

安全保障委員会 質問要旨

令和6年3月15日

立憲民主党

階 猛

1. 長期契約法1条に定める「特定防衛調達」の定義で、「防衛力の計画的な整備をおこなうために必要」とあるが、28年度以降の「計画的な整備」はどうか
2. 28年度以降の防衛力整備計画が定まらない段階で、長期契約により27年度までの43.5兆円の枠を超えて装備品等を調達することはあり得るのか
3. 仮に上記の調達を行うのであれば、27年度終了時点での後年度債務負担はどの程度になるか
4. 現時点で28年度以降に16.5兆円の物件費の支払いが発生する見込みだが、毎年いくらずつ支払う見通しか、28年度以降の支払い見込み額を年度ごとに示せ
5. 28年度以降は、上記の支払いを行いながら毎年必要な人件・糧食費、新たに必要となる物件費を支出することになるが、27年度の防衛予算の水準で足りるのか
7. 「特定防衛調達」の定義で、「当該調達に要する経費の縮減」に「特に資するもの」かどうかは、どのように判断するか
8. 上記判断に際して用いられる、原価計算方式への財政審の問題提起にどう対応したか
9. 契約期間中に総原価が変動した場合、契約価格の見直しは行うのか
10. 「特定防衛調達」の定義で、「当該調達の安定的な実施に特に資するもの」かどうかは、どのように判断するか
11. 「特定防衛調達」の定義で、防衛大臣と財務大臣の協議は具体的にどのように行われるのか、来年度予算におけるチヌークを例にして説明せよ
12. 今回、長期契約法を恒久化する立法事実は何か
13. 会計検査院は、これまでの「特定防衛調達」につき、契約対象や縮減額の妥当性を検査しているのか

※答弁は防衛大臣、ただし、11は財務省、13は会計検査院